

一 医療費控除について

医療費がかさむと、所得税や住民税の負担が軽くなる「医療費控除」という制度が設けられており、パリムデンタルでの治療費は、1世帯200万円を控除限度額とした経費に認められている「医療費控除」の対象です。

確定申告を行っている方は、治療費が経費になり、所得税・住民税の軽減効果があります。

源泉徴収をされている方も、確定申告を個人で行っていただき、医療費控除を使う事で、**納めた税金の中から還付を受けることができますので、必ず確定申告を行ってください。**

パリムデンタルまでの公共交通機関を用いた通院交通費についても、パリムデンタルでの治療が、近所の歯科医院などでは受けることの出来ない特殊な総入れ歯治療ですから、医療費控除の対象となる場合があります。